

令和8年度 4月「お知らせ」草薙東自治会

1 **令和8年5月の予定**

- | | |
|-------------------|-------------|
| 6日 古紙回収 | 10日 側溝清掃 |
| 12日 連合自治会定例会 | 15日 東自治会三役会 |
| 19日 ビンカン、ペットボトル回収 | 25日 配布物 組長会 |
| 31日 草薙東自治会通常総会 | |

2 **5月の組長会について**

5月25日19時30分より、自治会館2階にて開催いたします。令和8年度の組長、地区評議員、自主防災会会長、子ども会会長の出席をよろしくお願いいたします。

なお、組長さんは、1階の受付にて下記の書類を隣組分まとめて提出してください。

- ①「草薙東自治会通常総会に係る出席連絡表及び委任状」
- ②「自主防災会からのアンケート」
- ③「かっぱれうちわ」の申込書(希望者があれば)

3 **令和7年度草薙東自治会通常総会のご案内**

令和8年5月31日 日曜日 16時から 自治会館2階

「草薙東自治会通常総会に係る出席連絡表及び委任状」は5月20日までに各組長へ提出してください。

4 **民生・児童委員の推薦について**

現在、民生・児童委員が草薙東自治会内では不在となっています。どなたか興味のある方がいましたら自治会長までご連絡ください。待っています。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

民生委員制度は、1917(大正 6)年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとします。翌1918(大正 7)年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、1928(昭和 3)年には方面委員制度が全国に普及しました。1946(昭和 21)年、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、とくに戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。済世顧問制度発足から100周年という記念すべき年となった2017(平成 29)年には、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、民生委員制度創設100周年記念全国民生委員児童委員大会が開催されました。

問合せ等につきましては、自治会長(原 090-2131-6285)へ

有度地区まちづくり推進委員会ホームページ → 二次元コード

